

空き店舗改修費補助金 Q&A

1 補助金全体に関すること

Q1：この補助金の募集期間はいつまでですか。

A：令和3年度（2021年度）は原則として令和3年（2021年）12月28日までとさせていただきますが、3月末までに交付請求の手続（Q2参照）が完了しなければ補助金を交付できませんので、余裕をもって申請してください。なお、募集期間中でも予算がなくなり次第終了となります。

Q2：申請から交付までの手続の流れを教えてください。

A：「空き店舗改修費補助金交付の流れ」をご覧ください。

Q3：申請したら必ず補助金を受けられますか。

A：必ず受けられるわけではありません。提出された書類の審査を行い、交付又は不交付を決定します。

Q4：補助金の額はいくらですか。

A：50万円又は実際に要した費用のいずれか少ない方の額になります。

2 申請対象に関すること

Q5：八王子市内であればどの空き店舗でも申請対象となりますか。

A：八王子市中心市街地活性化基本計画において中心市街地の区域として設定した範囲内の空き店舗に限られます。（下図参照）



（注）甲州街道北側 100mに位置する道路（東側の高校敷地等を除く。）かえで通り、子安公園通り、国道 16 号及び八幡町境で囲まれた区域。特に甲州街道とは、国道 20 号の「明神町」交差点から「本郷横丁東」交差点までの区間を指すものとする。

Q6：中心市街地であればどんな空き店舗でも申請対象となりますか。

A：空き店舗となってから概ね1か月以上、新築後一度も入居のないものは、建物竣工日から1年以上経過しているものが対象です。

なお、大型商業施設内のテナント、店舗面積が500㎡を超えるもの、住居を兼ねるものは対象になりません。

Q7：店舗を移転する場合でも申請対象となりますか。

A：中心市街地内で移転する場合は、利用できません。

(やむを得ない事情により移転する場合は、ご相談ください。)

Q8：賃貸借契約をまだ結んでいませんが、申請できますか。

A：契約を締結していない場合でも、そのほかの必要書類を用意できれば、交付申請できます。

なお、賃貸借契約書の写しは、契約締結後速やかに提出してください。

Q9：申請できるのは、どのような人ですか。

A：中小企業基本法第2条に基づく中小企業者、各種団体又は商店街組織です。

Q10：営業日や営業時間、営業内容に制限はありますか。

A：以下のような条件があります。

- ・午前9時から午後5時までの間に1時間以上営業すること
- ・週4日以上営業すること
- ・フランチャイズチェーン方式でないこと

Q11：工事は始まっていますが、遑って申請できますか。

A：この補助金の申請前に工事に着手した場合は申請できません。交付申請をするまでは、全ての工事を開始しないでください。

Q12：テーブルや椅子も新たに購入したのですが、これらも対象になりますか。

A：対象にはなりません。設置工事が不要な機械器具、什器備品等は対象にはなりません。

対象となるのは、解体工事費、外装・内装工事費、設備(水道、電気、ガス、空調)工事費及び申請者が自ら店舗改修を行う場合の資材等の購入費です。

なお、解体工事とは、建物内の壁や床等の解体にかかる工事を指します。

Q13：自身で工事を行いたいのですが、これらも対象になりますか。

A：ご自身で解体工事、外装・内装工事、設備(水道、電気、ガス、空調)工事を行う場合、その資材等の購入費が対象となります。

なお、資材等の運搬にかかる費用や人件費は対象とはなりません。

Q14：一度に複数の店舗を開業したいのですが、同時に申請できますか。

A：同時に複数店舗の申請はできません。また、当該年度に受けられる補助件数は1件までです。

3 申請書類に関すること

Q15：申請書はどこでもらえますか。

A：当課の窓口にてお渡ししております。また、当課ホームページからもダウンロードできます。

Q16：申請書のほかに必要な書類はありますか。

A：申請書に記載してある添付書類のうち該当するものすべてを提出してください。

Q17：店舗改装見積書は総額だけがわかればよいですか。

A：どのような工事をするのか内訳が記載してあるものが必要です。補助金の交付対象となる工事（Q12参照）であることを確認しますので、「工事一式 円」などの総額のものではなく、具体的な工事内容が記載されたものを提出してください。

Q18：店舗の写真はどのようなものを提出すればよいですか。

A：改修する箇所がわかる店舗内と外観の写真を提出してください。

（工事完了後に提出する写真については、Q29参照）

Q19：前に取得した証明書等を提出してもよいですか。

A：住民票の写し、登記事項証明書については、3か月以内に発行されたものを提出してください。

納税証明書については、滞納がないことが確認できれば発行日は問いません。

各証明書は、コピーによる提出も可とします。

Q20：納税証明書はどこで取れますか。

A：八王子市に住所（所在地）のある個人、法人は、八王子市役所本庁舎2階住民税課及び斎場を除く市民部各事務所で交付しています（1通200円）。

なお、住所（所在地）の登録日によっては、前住所（所在地）の市区町村での交付となる場合がありますので、詳しくは住民税課証明担当にお問い合わせください。

（八王子市財政部住民税課 042-620-7218）

Q21：法人設立後まもなく、法人の納税証明書が提出できませんが、代わりに提出する書類はありますか。

A：代表者の市民税・都民税納税証明書を提出してください。

4 交付決定に関すること

Q22：交付決定までどのくらい時間がかかりますか。

A：申請要件を満たしているかの事前相談から始め、書類審査のあと、交付又は不交付を決定するため、交付申請受付後1か月程度お時間をいただきます。（手続の流れについてはQ2参照）。

Q23：改修工事はいつから始められますか。

A：交付決定の通知書を受領後に始めてください。ただし、補助対象経費に含まれない工事については、交付申請後から始めて構いません。

5 改修工事完了後の手続に関すること

Q24：改修工事完了後はどのような手続が必要ですか。

A：改修工事が完了したら、1か月以内に実績報告書を必要書類とともに提出してください（年度末にかかる場合は3月31日までに提出が必要です。）

当課で書類確認、現地確認を行った上で交付額を確定し、通知します。その際交付請求書を同封しますので、記入の上提出してください。

Q25：実績報告書に添付する領収書は、銀行振込票の写しでもよいですか。

A：銀行振込票や通帳の写しではなく、領収書の写しを提出してください。また、確定した工事内容がわかる内訳書も提出してください。

Q26：実績報告書に添付する写真は、どのようなものが必要ですか。

A：改修工事が申請どおりに施工されたかどうか確認しますので、改修した箇所がわかる店舗の内部、外部の写真を提出してください。

Q27：実績報告書に添付する「許認可その他資格を証明する書類の写し」とは、どのような書類ですか。

A：一例として、保健所発行の営業許可証があります。そのほか開業に必要な資格等の書類があれば提出してください。

6 補助金交付後の手続に関すること

Q28：申請の際使用した資料は処分してよいですか。

A：資料は補助金交付後5年間保存してください。必要に応じてそれらの資料を提示していただく場合があります。

Q29：補助金交付後に何か必要な手続はありますか。

A：開業後3年間の営業内容について、業務等実施状況報告書を提出していただきます。年度初めに、記入していただく書類を送付しますので、期限までに提出してください。

Q30：営業内容を変更する場合に何か必要な手続はありますか。

A：営業時間などの変更又は営業を中止若しくは廃止する場合は、事前に当課までご連絡ください。営業内容等変更届出書を提出していただきます。

Q31：補助金を返還しなければならないことがありますか。

A：申請内容に偽りがあった場合、八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱に違反した場合等は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

《このQ & Aに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。》

拠点整備部市街地活性課 042-620-7305